

奈良県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、弁之庄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	小山 泰敏	葛城市弁之庄三〇九
〃	吉川 利雄	〃 〃 二一九―四
〃	小山 英敏	〃 〃 二八五
〃	田仲 祥悟	〃 〃 三二七
〃	弓場 祥司	〃 〃 三二一
〃	和田 清鷹	〃 北道穂二―二
監事	和田 守一	〃 弁之庄三〇六
〃	和田 直幸	〃 〃 二九二
〃	吉村 孝芳	〃 〃 三〇七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉川 利雄	葛城市弁之庄二一九―四
〃	田仲 祥悟	〃 〃 三二七
〃	和田 清鷹	〃 北道穂二―二
〃	寺本 佳照	〃 弁之庄一八五
〃	小山 英敏	〃 〃 二八五
〃	本條 博	〃 〃 一〇二―四
〃	弓場 祥司	〃 〃 三二一
監事	吉村 孝芳	〃 〃 三〇七
〃	小山 泰敏	〃 〃 三〇九
〃	小山 佳伸	〃 〃 二四六―三